

「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」規約

（名称）

第1条 本協議会は「電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

（目的）

第2条 協議会は、多くの化石燃料に依存した暮らしから、省エネルギーでかつ豊かな低炭素社会での暮らしに移行していくため、電気自動車等（以下「EV等」という。）を活用した移動手段の新たな使い方を検討し、取組を進めることで「低炭素で豊かに暮らせる伊勢」を創造することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自らの行動計画を作成し、計画に基づいて取組を推進する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

（会員）

第4条 協議会は、別表に定める者によって構成する。

- 2 本協議会は、本協議会の目的に賛同し、入会の承認を受けた者をもって構成する。

（役員）

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 役員は、会員の中から選出する。

（役員の任期）

第6条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期未了で役員が交代したときは、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員の任務）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、会員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 4 会議は、次の事項を決議する。
 - (1) 行動計画に関すること
 - (2) 予算、決算に関すること
 - (3) 役員の選出
 - (4) 規約の制定、改廃に関すること
 - (5) 会員の入退会に関すること
 - (6) その他会長が必要と認めた事項

(ワーキンググループ)

第9条 特定の課題について検討を行うため、協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成については、会長が定める。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(会費)

第10条 協議会の運営について、会費は必要としない。なお、会費を必要とする場合には、協議会の合議により決定し、その際には、会長が会費を管理する。

(支援資金)

第11条 協議会員以外の者による協議会の活動を支援するための資金(以下、「支援資金」という。)について拠出の申出があったときは、協議会の合議により受諾の可否を決定する。

- 2 前項により受領した支援資金は、会長が管理する。
- 3 支援資金の執行については、協議会の合議により決定する。

(事務局)

第12条 協議会の事務は、三重県環境生活部地球温暖化対策課と伊勢市環境生活部環境課が共同して行う。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年8月10日から施行する。

附則

- 1 この規約は、平成25年3月19日から施行する。